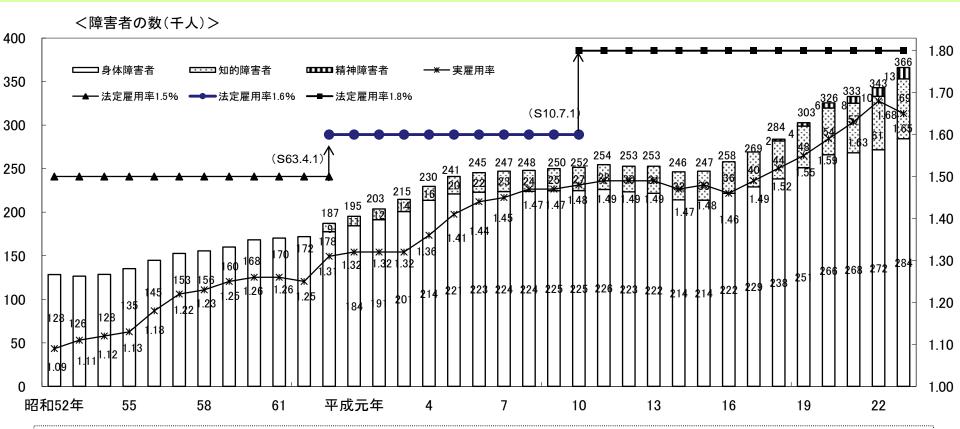
障害者雇用の状況



- (注1)雇用義務のある56人以上規模の企業の集計 ※昭和52年~昭和62年までは67人以上、昭和63年~平成10年までは63人以上
 - ・身体障害者、知的障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
 - ・重度身体障害者、重度知的障害者は2人カウント
 - ・重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
 - ・重度以外の身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント

(注2)障害者とは、次に掲げる者の合計である。

平成23年~

~昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年~平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者

平成5年~平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、

身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者である

短時間労働者は0.5カウント)

<u>(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、23年と22年までの数値を単純に比較することは適当でない状況である。</u>